

議案第 1 3 4 号

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正 について

令和 2 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年前橋市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないことができる。

(1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

第 3 7 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。